

# 生ごみ・剪定枝

## 1 生ごみの減量化・資源化 問い合わせ 環境局循環社会推進課 ☎582-2187

家庭から出る生ごみの減量化・資源化をすすめるため、食べものの「残しま宣言」運動や生ごみをリサイクルする講座を行っています。



「食べ切り」を促進する飲食店はこのステッカーが目印です



家庭ごみの約半分を占める生ごみの減量・資源化に向けて、「食べ切り」等を促進する食べものの「残しま宣言」運動や、生ごみを堆肥化するためのコンポスト化容器の活用講座等を市民センター等で実施しています。また、家庭で取り組んで出来た「生ごみ堆肥」の拠点回収も行っています。詳しくは、上記問い合わせ先までおたずねください。

### <生ごみ堆肥の拠点回収>

**回収物** 家庭から出た生ごみを、家庭でコンポスト化容器(ダンボール式、タカラ式等)又は電気式生ごみ処理機を用いて堆肥化した「生ごみ堆肥」を十分に乾燥させた物(一次処理以上されたもの) ※中身が見えるポリ袋に入れて軽く結んでください。

### <対象外>

密閉式コンポスト化容器を用いた処理物、生ごみそのもの、異物が混入している物、腐敗している物、異臭がする物、コバエが発生している物

**回収場所** 環境ミュージアム(八幡東区)等 ※詳細は市ホームページをご覧ください。

北九州市 堆肥の回収  検索

## 2 剪定枝(緑)のリサイクル 問い合わせ 環境局循環社会推進課 ☎582-2187

地域の皆さんで剪定枝や木の葉のリサイクルに取り組んでみませんか。

**対象** 町内会等の地域団体(概ね100世帯以上) ※個人での申し込みはできません。

**回収できるもの** 家庭で剪定した枝(長さ70cm程度)、木の葉  
※造園業者等が剪定したものは回収できません。

- リサイクルの流れ**
- ①地域団体と市が打ち合わせをして、回収日時や回収場所などを決定します。
  - ②各家庭から出る剪定枝等を決められた回収日時に、公園等の回収場所に持ち込みます。※市の指定袋は不要です。回収袋をお貸しします。
  - ③持ち込まれた剪定枝は、肥料や家畜の敷き藁代替材などにリサイクルされます。

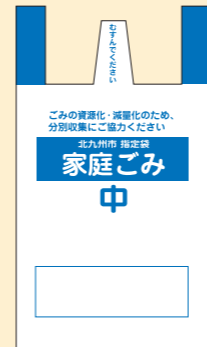
### 地域で取り組んでいただくこと

- 回収日や回収場所のPR(回覧板でのお知らせ等)
- 回収日当日の回収場所の準備(のぼりと回収容器の設置)
- 回収日当日の回収場所の見回り(不適物の混入を防ぐため)



# 家庭ごみ

## 1 出し方



### 青色(10枚入)

- 大(45リットル) 500円
- 中(30リットル) 330円
- 小(20リットル) 220円
- 特小(10リットル) 110円(税込)

### 収集日

週2回(月・木または火・金)

・祝日も収集します(※)。

※年末年始の収集日程は、別途市政だより等でお知らせします。

指定袋に入れて、収集日の朝、午前8時30分までに家庭ごみステーションに出してください。

※収集曜日やごみステーションに関するお問い合わせは、環境センターへ(裏表紙参照)。

## 2 収集品目・持ち出しマナー

家庭ごみとは、指定袋に入るもので資源化物や粗大ごみ以外のごみのことです。(生ごみ、紙くず、木くず、ガラス、陶器、小型電化製品など)

※小型電化製品のうち、概ね25cm×8.5cm以内のものは小型電子機器の回収ボックスへ(P11参照)

### 台所ごみ

- 生ごみ 水を切って
  - 食用油 固定化または紙にしみこませて家庭ごみへ
- ※できるだけペットボトルに入れてスーパーなどの回収ボックスへ(詳細は市HP)

### 陶器・ガラス 刃物・針など

新聞紙などに包んで竹串は二つに折って

### プラスチック製商品

ハンガーやポリタンクなど ※「プラスチック製容器包装」ではないもの。

### 紙おむつ

汚物を除いてから

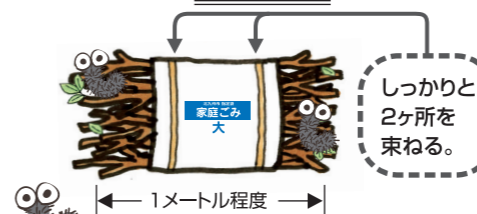
### スプレー缶、ガス缶、ライター

爆発、引火の恐れがありますので、必ず使い切ってから、穴をあけずに出してください。

## 剪定枝、段ボール、傘の出し方

### 剪定枝

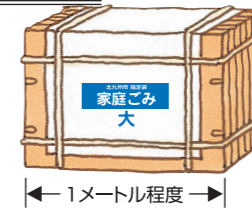
太さ10cm以内の枝を長さ1m、重さ10kg程度の束にして指定袋(大)を貼付



※毛虫に注意してください

### 段ボール

長さ1m、重さ10kg程度にして指定袋(大)を貼付



※段ボールはできる限り古紙回収へ(P13)

### 傘など長いごみ

指定袋から出ても結構です。



## 家庭ごみの「ふれあい収集」を実施しています

### 対象者

次のいずれかに該当する方

- 介護保険の要介護2以上の単身世帯
  - 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯
- 市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についてお伺いしたうえで決定します。

### 申込方法

環境局業務課、区役所保健福祉課に申込書がありますので、申込書と必要書類(介護保険証の写しなど)を窓口へ提出してください(郵送も可)。

■郵送の場合：北九州市環境局業務課まで。〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号